

特別養護老人ホームサルビア荘
介護予防・日常生活支援総合事業における
第Ⅰ号通所事業運営規程

(事業の目的)

第Ⅰ条 社会福祉法人赤堀・東福祉会が開設する特別養護老人ホームサルビア荘（以下「事業所」という。）において実施する伊勢崎市介護予防・日常生活支援総合事業における第Ⅰ号通所事業(指定介護予防通所介護相当サービス)(以下「通所介護相当サービス」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）が、要支援状態等にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第Ⅱ条 通所介護相当サービスの実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 通所介護相当サービスの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者又は事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第Ⅲ条 通所介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第Ⅳ条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームサルビア荘
- (2) 所在地 伊勢崎市国定町二丁目2345番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第Ⅴ条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員・併設施施設長と兼務）

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、通所介護相当サービスの実施に関し事業所の従業者に対し厳守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 3名（常勤職員1名、常勤兼務職員2名）

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

(3) 看護職員 3名(常勤兼務職員2名、非常勤兼務職員1名)

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(4) 介護職員 9名(常勤職員3名、常勤兼務職員2名、非常勤職員4名)

介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 4名(常勤職員1名、常勤兼務職員2名、非常勤兼務職員1名)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間

午前9時00分から午後4時30分までとする。

(4) 延長サービス時間

午後4時30分から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は1日50名とする。

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第8条 事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

(受給資格等の確認)

第9条 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認することができる。

(内容及び利用料等)

第10条 通所介護相当サービスの内容は次のとおりとし、通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、伊勢崎市が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護負担割合証に記載された割合に応じた額の支払を受けるものとする。

(1) 生活相談

(2) 健康状態の確認

- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 食事の提供
- (5) 入浴
- (6) レクリエーション
- (7) 送迎

2 前項各号に掲げるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 利用者の希望により指定介護予防通所介護等に通常要する時間を超えて通所介護等を提供する費用

1時間につき100円

- (2) 食事の提供に要する費用（おやつ代含む）

1日につき700円

- (3) おむつ代

実費

- (4) 日常生活に要する費用のうち、利用者に負担させることが適当と認められる費用

実費

3 前項各号に掲げる費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、伊勢崎市赤堀地区、東地区及びその隣接する地区（三和町、波志江町、豊城町、本関町、日乃出町、境上淵名、境下淵名、太田市大久保町、太田市大原町、新田上中町、みどり市笠懸町久宮）の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者は、通所介護相当サービスの提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

通所介護相当サービス利用中の食事は、特段の事情がない限り事業者が提供する食事を摂取するものとする。なお、事業所内は禁煙とし利用中の飲酒は厳禁とする。

（禁止行為）

第13条 利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

（従業者の服務規程）

第 14 条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

（衛生管理）

第 15 条 事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し、研修を行う。

2 従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

（個人情報の保護）

第 16 条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

（緊急時等における対応方法）

第 17 条 従業者は、通所介護相当サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第 18 条 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

2 事業者は、防火管理者を選任します。

3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとします。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、この計画に基づき、年 2 回定期的に避難及び救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）

第 19 条 事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

2 事業者は、提供した通所介護相当サービスに関し、市町村からの文書の提出・提示の求

め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。
市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

- 3 事業者は、提供した通所介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して、群馬県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、群馬県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

（虐待防止に関する事項）

第 20 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第 21 条 事業所は、通所介護相当サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（ハラスメント対策の強化に関する事項）

第 22 条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（業務継続計画の策定等）

第 23 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- （1）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- （2）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営についての留意事項）

第 24 条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を設け、勤務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し迅速に対応する。
- 5 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管するものとします。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年8月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和元年10月1日から施行する。
この規程は、令和2年1月1日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年6月1日から施行する。
この規程は、令和7年4月1日から施行する。
この規程は、令和8年6月1日から施行する。

第 10 条関係（別 紙）

利用料

区 分	項 目	金 額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
基本料金	要支援 1	1,824円/月	3,647円/月	5,470円/月
	要支援 2	3,672円/月	7,344円/月	11,015円/月
加算	サービス提供体制加算（要支援 1）	90円/月	179円/月	268円/月
	サービス提供体制加算（要支援 2）	179円/月	357円/月	536円/月
	運動器機能向上加算	229円/月	457円/月	685円/月
	科学的介護推進体制加算	41円/月	81円/月	122円/月
	介護職員処遇改善加算 I ロ	算定した単位数の100分の12に相当する単位数		

その他の費用

料金の種類	金 額
食事の提供に要する費用 （おやつ代含む）	700円/日
サービス延長	100円 （16時30分より1時間）
レクリエーション等	実費（材料代等）
おむつ代	実費
取消料（キャンセル料）	500円